

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

現 行	改正案	改正内容
<p>横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱</p> <p>制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 1257 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>最近改定 <u>令和 6 年 3 月 29 日 健高健第 1685 号</u> (健康福祉局長決裁)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 本事業は、介護職員の住居借上を実施するための費用の補助を行うことにより、介護職員の人材確保と<u>高齢化が進む地域での地域活動の担い手不足の解消</u>を図ることを目的とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>インターン</u>とは、在留資格「特定活動」(出入国管理及び難民認定法第七条第</p>	<p>横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱</p> <p>制定 平成 30 年 3 月 28 日 健高健第 1257 号 (健康福祉局長決裁)</p> <p>最近改定 <u>令和 8 年 月 日 健高健第 号</u> (健康福祉局長決裁)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 本事業は、介護職員の住居借上を実施するための費用の補助を行うことにより、介護職員の人材確保と地域活動の担い手不足の解消を図ることを目的とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>インターンシップ生</u>とは、在留資格「特定活動」(出入国管理及び難民認定法</p>	<p>年月日の更新</p> <p>文言の削除</p> <p>文言の修正</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号)により入国し、介護実習を受ける者をいう。</p> <p>4 介護留学生とは、介護福祉士の合格を目指し、日本語学校や介護福祉士養成施設に通い、日本の介護施設での就労を目指す者をいう。</p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（補助対象介護職員の要件）</p> <p>第5条 補助対象介護職員は、介護施設に勤務している常勤介護職員、<u>インターン</u>及び介護留学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。<u>ただし、インターンは1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者とし、介護留学生は出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第</u></p>	<p>第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第9号)により入国し、<u>介護実習を受ける者で、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者をいう。</u></p> <p>4 介護留学生とは、介護福祉士の合格を目指し、日本語学校や介護福祉士養成施設に通い、日本の介護施設での就労を目指す者<u>で、出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項に定める範囲内で就労をしている者をいう。</u></p> <p>第3条～第4条（略）</p> <p>（補助対象介護職員の要件）</p> <p>第5条 補助対象介護職員は、<u>市内の</u>介護施設に勤務している常勤介護職員、<u>インターンシップ生</u>及び介護留学生のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p>	<p>第5条ただし書きから移動</p> <p>第5条ただし書きから移動</p> <p>文言の追加 文言の修正</p> <p>第2条第3項及び第4項に移動</p>

現 行	改正案	改正内容
<p><u>5項に定める範囲内で就労をしている者とする。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第7条 補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象要件を満たしている期間とする。<u>ただし、交付決定後、補助対象介護職員の転居等により月の途中で補助対象要件を満たさなくなる場合は、その日までを補助対象期間とし、補助対象経費は日割りにより算出する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>(事業の変更等)</p> <p>第12条 事業実施者は、交付決定後に、内</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第7条 補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象要件を満たしている期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p>(事業の変更等)</p> <p>第12条 事業実施者は、交付決定後に、内</p>	<p>文言の削除</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>容に変更が生じた場合には、変更が生じた月の末日までに横浜市介護職員住居借上支援事業補助金変更承認申請書（第9号様式及び別紙）を提出するものとする。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、第3項以下に規定のとおり取り扱うこととする。</p> <p>2 事業の変更においても第7条第1項の規定と同様に、補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象要件を満たす期間から変更を認めることとする。<u>ただし、交付決定後、補助対象介護職員の転居等により月の途中で補助対象要件を満たさなくなる場合は、その日までを補助対象期間とし、補助対象経費は日割りにより算出する。</u></p> <p>3 変更が補助対象介護職員の追加に係る内容であって、月の途中から補助対象要件を満たした場合には、当該月の翌月から補助対象とする。また、すでに補助対象介護職員が居住している住居に入居する場合には、当該月の翌月から入居人数</p>	<p>容に変更が生じた場合には、変更が生じた月の末日までに横浜市介護職員住居借上支援事業補助金変更承認申請書（第9号様式及び別紙）を提出するものとする。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、第3項以下に規定のとおり取り扱うこととする。</p> <p>2 事業の変更においても第7条第1項の規定と同様に、補助対象期間は、月単位とし、月の初日から末日まで補助対象要件を満たす期間から変更を認めることとする。</p> <p>3 変更が補助対象介護職員の追加に係る内容であって、月の途中から補助対象要件を満たした場合には、当該月の翌月から補助対象とする。また、すでに補助対象介護職員が居住している住居に入居する場合には、当該月の翌月から入居人数</p>	<p>文言の削除</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月から補助対象介護職員とし、同月から入居人数に含め補助金を算定する。</p> <p>4 変更が補助対象介護職員の減少に係る内容であって、<u>月の途中から補助対象要件を満たさなくなる場合には、その日までに補助対象とし、補助対象経費は日割り計算する。減少する職員の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、減少する職員を当該月まで入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、減少した職員は減少した日以降補助対象外となるが、提出した日を含む月の前月まで減少する職員を入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。</u></p> <p>5 変更が補助対象介護職員の補助対象住居間の転居に係る内容であって、<u>月の途中で転居する場合には、転居前の補助対</u></p>	<p>に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月から補助対象介護職員とし、同月から入居人数に含め補助金を算定する。</p> <p>4 変更が補助対象介護職員の減少に係る内容であって、減少する職員の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、減少する職員を当該月まで入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月の前月まで減少する職員を入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。</p> <p>5 変更が補助対象介護職員の補助対象住居間の転居に係る内容<u>の場合には、転居後の住居においては転居の翌月から補助</u></p>	<p>文言の削除</p> <p>文言の削除</p> <p>文言の修正・削除</p>

現 行	改正案	改正内容
<p><u>象経費を日割り計算し補助金を算定する。転居後の住居においては転居の翌月から補助対象介護職員とする。転居前の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、<u>転居する職員は転居の日以降補助対象外となるが、</u>転居のあった月まで入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。転居後の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、転居の翌月から入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を超過してから申請書を提出した場合には、<u>転居前の住居において転居した職員は転居した日以降補助対象外となるが、</u>提出した日を含む月の前月まで入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。転居後の住居において転居した職員は提出した日を含む月から入居人数に含め補助金を算定する。</u></p> <p>6 変更が補助対象介護職員以外の居住者の追加に係る内容であって、月の途中から追加する場合には、追加が生じた月に</p>	<p>対象介護職員とする。転居前の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、転居のあった月まで入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。転居後の住居に他の補助対象介護職員が居住している場合には、転居の翌月から入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を超過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月の前月まで入居人数に含め他の補助対象介護職員の補助金を算定する。転居後の住居において転居した職員は提出した日を含む月から入居人数に含め補助金を算定する。</p> <p>6 変更が補助対象介護職員以外の居住者の追加に係る内容であって、月の途中から追加する場合には、追加が生じた月か</p>	<p>文言の削除</p> <p>文言の削除</p> <p>文言の削除</p>

現 行	改正案	改正内容
<p><u>において追加の前後で補助対象経費を日割り計算し、追加の日から入居人数に含め補助金を算定する。</u></p> <p>7 変更が補助対象介護職員以外の居住者の減少に係る内容であって、月の途中から減少する場合には、当該月まで入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月の前月まで入居人数に含め補助金を算定する。</p> <p>8 <u>変更が契約更新に係る内容であって、事業が継続する場合には、変更が生じた月において変更の前後で補助対象経費を日割り計算する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、更新前までは補助対象となるが、更新後は提出した日を含む月から補助対象となる。</u></p> <p>9 補助金規則第7条第1号の規定における市長の定める軽微な変更は、居住する補助対象介護職員に変更がなく、かつ補助対象経費に変更がない場合や、補助対象介護職員の退職や転出により、当初の</p>	<p>ら入居人数に含め補助金を算定する。</p> <p>7 変更が補助対象介護職員以外の居住者の減少に係る内容であって、月の途中から減少する場合には、当該月まで入居人数に含め補助金を算定する。ただし、期限を経過してから申請書を提出した場合には、提出した日を含む月の前月まで入居人数に含め補助金を算定する。</p> <p>8 補助金規則第7条第1号の規定における市長の定める軽微な変更は、居住する補助対象介護職員に変更がなく、かつ補助対象経費に変更がない場合や、補助対象介護職員の退職や転出により、当初の交付決定</p>	<p>文言の削除</p> <p>項の繰り上げ</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>交付決定額よりも、変更後の補助金額が減額となる場合とする。</p> <p><u>10</u> 第1項による申請を承認することを決定したときは、住居借上支援事業変更承認書（第11号様式）により行うものとする。</p> <p>第13条～第20条 省略</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年8月6日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>額よりも、変更後の補助金額が減額となる場合とする。</p> <p><u>9</u> 第1項による申請を承認することを決定したときは、住居借上支援事業変更承認書（第11号様式）により行うものとする。</p> <p>第13条～第20条 省略</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年8月6日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>項の繰り上げ</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年9月30日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。</p>	<p>この要綱は、令和2年4月1日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年9月30日から施行し、施行の日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。</p>	

現 行	改正案	改正内容
<p>別表1 算定基準</p> <p>① 1戸に補助対象介護職員1名で入居する場合 1戸当たりの月額に1/2を乗じた金額。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。※上限2万円（令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となっている者は3万円）</p> <p>② 1戸に複数名が入居する場合 1戸当たりの月額を入居人数で除した金額（1,000円未満の端数が</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この要綱の規定は、施行日以後に行われた交付の申請について適用し、同日前に行われた交付の申請については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表1 算定基準</p> <p>① 1戸に補助対象介護職員1名で入居する場合 1戸当たりの月額に1/2を乗じた金額。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。※上限2万円（令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となっている者は3万円）</p> <p>② 1戸に複数名が入居する場合 1戸当たりの月額を入居人数で除した金額（1,000円未満の端数が</p>	<p>追加</p>

現 行	改正案	改正内容
<p>あるときは、その端数は切り捨て) と、令和5年度以降に新規で補助対象介護職員となった者は2万円の低い金額を、令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となっている者は3万円の低い金額を、足した金額</p> <p>(※) 補助対象介護職員として算定される期間は、住民票等により補助対象介護職員の居住が確認できる期間で、かつ、雇用証明書により職員の雇用が確認できる期間である。</p> <p>(※) 月単位の補助であり、月の初日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象である。<u>ただし、交付決定後、月の途中で補助対象要件を満たさなくなる場合は、その日までを補助対象期間とし、補助対象経費は日割り計算する。</u></p> <p>(※) 補助対象介護職員の家族と同居する場合は、入居人数に家族を含めないで算</p>	<p>あるときは、その端数は切り捨て) と、令和5年度以降に新規で補助対象介護職員となった者は2万円の低い金額を、令和4年度以前から継続して補助対象介護職員となっている者は3万円の低い金額を、足した金額</p> <p>(※) 補助対象介護職員として算定される期間は、住民票等により補助対象介護職員の居住が確認できる期間で、かつ、雇用証明書により職員の雇用が確認できる期間である。</p> <p>(※) 月単位の補助であり、月の初日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象である。</p> <p>(※) 補助対象介護職員の家族と同居する場合は、入居人数に家族を含めないで算出することができる。</p>	<p>文言削除</p>

現 行	改正案	改正内容
出することができる。		

現 行

改正案

改正内容

第1号様式(第10条第2項)

第1号様式(第10条第2項)

横浜市市長 年 月 日

横浜市市長 年 月 日

法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

〔担当者氏名  
電話番号  
〒471〃XX  
通知返送先住所〕

〔担当者氏名  
電話番号  
〒471〃XX  
通知返送先住所〕

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付申請書

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱を遵守します。

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市規則第139号)及び横浜市介護職員住居借上支援事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助事業等の目的及び内容

横浜市内の介護施設に勤務する介護職員の住居借上げのため。

1 補助事業等の目的及び内容

横浜市内の介護施設に勤務する介護職員の住居借上げのため。

2 当該申請書が対象とする施設名

2 補助金交付申請額(千円未満切捨て)

円

3 補助事業等の期間(申請年度内で記載)

(開始日) 年 月 日 (完了予定日) 年 月 日

3 補助金交付申請額(千円未満切捨て)

円

4 収支予算

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		共益費(管理費)	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

4 補助事業等の期間(申請年度内で記載)

(開始日) 年 月 日 (完了予定日) 年 月 日

5 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表(第1号様式別紙1)
- (2) 補助対象介護職員一覧表(第1号様式別紙2)
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書(第2号様式)
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書(第2号様式別紙)
- (5) 不動産賃貸借契約書(写し)

※契約書に共益費・管理費の記載がない場合には、共益費・管理費のわかる資料(例:住宅の賃貸借契約締結のご案内)

- (6) 雇用証明書(第10号様式)

(A.4)

5 添付書類

- (1) 役員等氏名一覧表(第1号様式別紙1)
- (2) 補助対象介護職員一覧表(第1号様式別紙2)
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書(第2号様式)
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書(第2号様式別紙)
- (5) 不動産賃貸借契約書(写し)

※契約書に共益費・管理費の記載がない場合には、共益費・管理費のわかる資料(例:住宅の賃貸借契約締結のご案内)

- (6) 雇用証明書(第10号様式)

(A.4)

文言の削除  
番号の繰上げ

文言の追加

現 行

改正案

改正内容

第2号様式（第10条第2項）補助対象住所 軒数

横浜市介護職員包摂向上支援事業計画調査及び収支予算書

住所 \_\_\_\_\_  
 届出数 \_\_\_\_ 席

補助対象介護職員				
申請初年度	氏名	補助対象期間	施設名	
1		～		
2		～		
3		～		
4		～		
5		～		
賃借料	共益費（管理費）	計	補助金額	事業実施者負担額
				補助対象介護職員負担額
				その他居住者負担額

地域活動自治会等名	
地域活動内容	

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		共益費（管理費）	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

第2号様式（第10条第2項）補助対象住所 軒数

横浜市介護職員包摂向上支援事業計画調査及び収支予算書

住所 \_\_\_\_\_  
 届出数 \_\_\_\_ 席

補助対象介護職員				
申請初年度	氏名	補助対象期間	施設名	
1		～		
2		～		
3		～		
4		～		
5		～		
賃借料	共益費（管理費）	計	補助金額	事業実施者負担額
				補助対象介護職員負担額
				その他居住者負担額

地域活動自治会等名	
地域活動内容	

文言の削除

現 行

改正案

改正内容

第5号様式（第14条第2項）

年 月 日

（報告先）  
横 浜 市 長

（報告者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

（担当者氏名  
電話番号  
FAX  
通知返送先住所

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書

年 月 日健康第 号で（交付決定・変更承認）された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 補助事業に要した経費

円  
（うち補助対象経費 円 返交付決定額 円）  
※補助対象経費が返交付決定額を下回った場合はその理由

2 添付書類

- (1) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）
- (2) 横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書及び収支決算書（第6号様式）
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書 計算書（第6号様式別紙）
- (4) 雇用証明書（第10号様式）
- (5) 住民票等
- (6) 給与明細書又は賃金台帳（補助対象介護職員負担額を確認できるもの）
- (7) 物件借上げに係る経費支払書（領収書、通帳の写し等）

(A4)

第5号様式（第14条第2項）

年 月 日

（報告先）  
横 浜 市 長

（報告者）  
法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

（担当者氏名  
電話番号  
FAX  
通知返送先住所

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金実績報告書

年 月 日健康第 号で（交付決定・変更承認）された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金に係る補助事業等の実績について、次のとおり報告します。

1 交付決定見込額 円（返交付決定額 円）  
交付決定見込額と返交付決定額の差額 円

2 収支決算

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		共益費（管理費）	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

3 添付書類

- (1) 補助対象介護職員一覧表（第1号様式別紙2）
- (2) 横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書及び収支決算書（第6号様式）
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業実績報告書 計算書（第6号様式別紙）
- (4) 雇用証明書（第10号様式）
- (5) 住民票等
- (6) 給与明細書又は賃金台帳（補助対象介護職員負担額を確認できるもの）
- (7) 物件借上げに係る経費支払書（領収書、通帳の写し等）

(A4)

文言の修正

文言の追加

番号の繰下げ

現 行

改正案

改正内容

第6号様式(第14条第2項)

補助対象住所 軒数

横浜市介護職員定数向上支援事業実施報告書及び収支決算書

住所 \_\_\_\_\_  
届書数 \_\_\_\_\_

補助対象介護職員						
申請初年度	氏名	補助対象期間	施設名			
1						
2						
3						
4						
5						
賃借料	共益費(管理費)	計	補助金額	事業実施者負担額	補助対象介護職員負担額	その他居住者負担額

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		共益費(管理費)	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

第6号様式(第14条第2項)

補助対象住所 軒数

横浜市介護職員定数向上支援事業実施報告書及び収支決算書

住所 \_\_\_\_\_  
届書数 \_\_\_\_\_

補助対象介護職員						
申請初年度	氏名	補助対象期間	施設名			
1						
2						
3						
4						
5						
賃借料	共益費(管理費)	計	補助金額	事業実施者負担額	補助対象介護職員負担額	その他居住者負担額

文言の削除

第6号様式別紙 省略

現 行

改正案

改正内容

第9号様式(第12条第1項)

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地  
 法人名称  
 代表者職氏名  
 ( 担当者氏名  
 電話番号  
 〒471-XX  
 通知返送先住所 )

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日 第 号で(交付決定・変更承認)された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金について、別添のとおり申請します。

1 変更後の交付申請額

2 既交付決定額  
円

3 添付書類

- (1) 変更事由説明書(第9号様式別添)
- (2) 補助対象介護職員一覧表(第1号様式別添2)
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書(第2号様式)
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書(第2号様式別添)
- (5) その他必要な資料

第9号様式(第12条第1項)

年 月 日

横 浜 市 長

法人所在地  
 法人名称  
 代表者職氏名  
 ( 担当者氏名  
 電話番号  
 〒471-XX  
 通知返送先住所 )

横浜市介護職員住居借上支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日 第 号で(交付決定・変更承認)された横浜市介護職員住居借上支援事業補助金について、別添のとおり申請します。

1 変更後の交付申請額 円(既交付決定額 円)

2 収支予算

収入		支出	
事業実施者負担額		賃借料	
横浜市補助金		委託費(管理費)	
補助対象介護職員負担額		その他	
その他居住者負担額			
収入合計		支出合計	

3 添付書類

- (1) 変更事由説明書(第9号様式別添)
- (2) 補助対象介護職員一覧表(第1号様式別添2)
- (3) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書及び収支予算書(第2号様式)
- (4) 横浜市介護職員住居借上支援事業計画書 計算書(第2号様式別添)
- (5) その他必要な資料

(A4)

文言の修正

文言の追加